

改正

令和7年11月28日告示第129号

災害による水俣市営住宅の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、被災者に対し市営住宅の一時的な使用（以下「一時使用」という。）を認めることにより、被災者の自立した生活の再建を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災、地震、水害等をいう。
- (2) 被災者 災害により自ら居住する住宅での居住が困難になった者をいう。
- (3) 一時使用 災害時の緊急避難として、市営住宅を期間限定して使用することをいう。

(対象者)

第3条 一時使用をすることができる被災者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること（国又は他の地方公共団体が市に対し被災者の受け入れを要請した場合を除く。）。
- (2) 他に住宅の確保ができないこと。
- (3) 災害に遭ったことが分かる証明書の発行を受けていること。
- (4) 災害の発生原因が被災者本人の故意又は重大な過失によるものでないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(対象市営住宅)

第4条 一時使用をすることができる市営住宅は、公募による当選者の入居に支障がない適当な空き家とする。

(申請)

第5条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、災害による市営住宅の一時使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、国又は他の地方公

共団体が市に対し被災者の受け入れを要請した場合は、この限りではない。

- (1) 市営住宅に入居する被災者全員の住民票
 - (2) 災害に遭ったことが分かる証明書
 - (3) 市税の滞納がないことが分かる証明書
 - (4) その他必要な書類
- (許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、一時使用を許可するときは、災害による市営住宅の一時使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

この場合において、市長は、必要な条件（以下「許可条件」という。）を付すものとする。

- 2 この要綱に基づく許可は、水俣市財産管理規則（平成8年規則第3号）第19条第1項第2号に該当するものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、水俣市行政財産使用料条例（平成7年条例第33号）第2条の規定に基づき徴収する。

- 2 前条の規定による許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、災害による市営住宅の一時使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出することにより、使用料の免除を申請することができる。

- 3 市長は、前項の申請があり、特に必要と認めるときは、水俣市行政財産使用料条例第3条第1項第3号の規定に基づき、使用料を減免するものとする。

(共益費等)

第8条 共益費（共用部分における居住者の負担すべき費用をいう。）及び光熱水費等（電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理に要する費用）については入居者の負担とする。

(一時使用の期間)

第9条 一時使用の期間は、6か月を限度とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、当初の一時使用の期間を含めて最長1年間を限度として、期間の更新をすることができる。

(遵守義務)

第10条 入居者は、一時使用に当たり、許可条件を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 入居者が前条に違反したとき。

(2) 虚偽その他の不正の行為により許可を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(明渡し請求等)

第12条 市長は、前条で許可を取り消された者及び第9条に定める一時使用の期間を超えて使用を続ける者に対して、当該住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、直ちに当該住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、入居者が第9条に定める一時使用の期間を超えて使用を続ける場合及び許可の取消された日以降も使用を続ける場合は、損害金として当該住宅の近傍同種家賃相当額を請求できる。

(退去修繕費用)

第13条 退去修繕費用は免除とする。ただし、入居者が故意又は過失により市営住宅を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月28日告示第129号)

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

災害による市営住宅の一時使用（更新）許可申請書

年 月 日

水俣市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

— —
（ 自宅、携帯電話、勤務先 ）

次のとおり、市営住宅の一時使用（更新）許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、入居に際しては水俣市の指示に従い、許可条件を遵守します。

所 在 地				
団 地 名	市営住宅	団地	使用 物件	居 室 駐 車 場
一時使用 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
入居者（名義人）及び同居親族	フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日	備考
		本人	年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	

添付書類（１）市営住宅に入居する被災者全員の住民票

（２）災害に遭ったことが分かる証明書

（３）市税の滞納がないことが分かる証明

（４）その他必要な書類

様式第2号（第6条関係）

災害による市営住宅の一時使用（更新）許可書

水都指令第 号
年 月 日

様

水俣市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一時使用（更新）については、次のとおり、災害による水俣市営住宅の一時使用に関する要綱第6条の規定により許可します。

1 一時使用（更新）を許可する住宅				
団 地 等 名	市営住宅 棟	団地 号	駐 車 場 番 号	
所 在 地				
一 時 使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
使 用 料	円、免 除			
2 入居者（名義人）及び同居を承認する親族		3 許可条件		
	氏名			続柄
入居者 （名義人）				本人
同居を承認する親族				

様式第3号（第7条関係）

災害による市営住宅の一時使用料免除（更新）申請書

年 月 日

水俣市長

申請者 住 所
氏 名

次のとおり市営住宅の一時使用料の免除（更新）を申請します。

団地等名	市営住宅 団地 棟 号
駐車場番号	
一時使用 （更新）期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除（更新）申請理由	